

平成28年度 静岡県立富士見学園指定管理者評価委員会 議事録

1 開催日時 平成29年1月13日（金）午前10時～午後2時

2 会場 静岡県立富士見学園会議室

3 出席者

<委員>

◎委員長

氏名	職名
◎大石 明利	東海大学短期大学部児童教育学科教授
天良 昭彦	静岡県知的障害者福祉協会理事
鳥居 巖	富士市手をつなぐ育成会 代表
伊東 美加	富士市障害福祉課長

<指定管理者>

(福)あしたか太陽の丘 理事長、事務局長、総務事務担当者
富士見学園 園長、園長代理、施設管理担当者

<事務局>

障害者政策課 増田課長、坪田班長、長谷川主査

4 議事概要【詳細については別紙参照】

(1) 評価委員会の趣旨等の説明

- ・評価委員会設置の経緯、目的、評価対象等と併せ、前年度の評価結果とその改善状況について説明を行った。

(2) 一次評価等の説明

- ・指定管理者による一次評価と県による評価についての説明を行った。
- ・委員から質問があった。【別紙】

(3) 施設調査

- ・前年度からの改善箇所を中心に約50分実施した。

(4) 二次評価

- ・評価項目ごとに委員から意見をいただいた。【別紙】
(評価項目のうち処遇に直接つながる項目から評価を進めた。)
- ・当該評価意見は事務局において取りまとめ、各委員の確認をとった上で指定管理者あて通知し、回答を求めることとされた。

【別紙】

◆◆一次評価に対する評価委員からの質問◆◆

委員： 項目1(6)経営基盤を△とした意味は。

事務局： 指定管理者であるあしたか太陽の丘は、富士見学園を含めて通過型施設を運営している。通常の入所施設は一生を安定して過ごすための施設だが、通過型施設はそれとは少し異なる施設運営に取り組んでいただいている。そのため、経営的な面で、安定的に運営するのは難しい面があるので、今後も改善に取り組みながら運営する必要があることから、県は注視していきたいということで△とした。

委員： 項目2(5)ニーズ把握について、法人では色々な取り組みをしていて県からの評価も○だが、なぜ自己評価が4なのか。自分達としてはもっとがんばりたいという意思表示なのかもしれないが、5としなかった理由を具体的にお願したい。

管理者： 利用者相談会を年2回開催して検討し、傾聴ボランティアも導入しているが、傾聴ボランティア活動は月に1回それも半日ということで、利用者のニーズを把握するためには職員の資質を上げなければならないため、努力目標ということで4とした。

委員： 職員について、2:1の職員配置ということで大変丁寧にやっていると思う。今年度、10名の採用を確保したとのことだが、この数字は法人全体としてか。

管理者： そのとおり。

委員： わかりました。富士見学園だけでということだと余りにも定着率が低くなってしまうので、お聞きした。

職員の雇用形態について、正規職員と契約職員はどう違うか。契約職員というのはパートと考えればよろしいのか。

管理者： 契約職員は、勤務形態は常勤。基本的には正規職員と同じ勤務で従事する。ただ、給与面で違う。契約職員の中には非常勤という職員もおり、いわゆるパートである。時給という給与体系です。富士見学園では夜間の支援に入っている方だけである。この勤務の方が現在5名いる。従って、職員のタイプとしては3タイプあることになる。

委員： 基本的には欠員補充という考え方で採用をされて、法人全体で採用して振り分けているということだと思う。富士見学園は法人本体とはかなり離れたところにあるので、おそらく富士地域に住む方がこちらに勤務しているのだろうと想像するが、この業界は職員の採用が難しい中で、職員の質の担保がしっかりできているのかということが課題である。研修体制がしっかりしているので、そこで保証しているということか。また、同じ勤務形態だが正規と契約といった、職員の処遇・待遇環境の向上についてどのように考えて取り組んでいるのか。最近、職員による虐待の事件があり、個人だけの責任ばかりではなく組織としての責任もあると考える。

管理者： 正規と契約について、勤務形態は大差ないが、休暇の取得は契約職員を優先

している。また、業務内容についても事業の計画に関する業務を減らし、業務の負担を軽減している。また、職員の資質向上については正規契約関係なく、研修に参加させている。

委員： 正規と契約の割合はどのくらいか。

管理者： 富士見学園は、正規職員18名、契約職員5名、夜勤専門の嘱託職員5名である。

管理者： 利用者が重度、特に行動障害の方がおり、経験豊富な職員を優先的に富士見学園に配置している。その関係で、年齢層の高い職員が多くなっている。知的障害の方の支援で出発した法人のため、知的障害に対応できる職員が中心になっており、行動障害については苦勞しているところである。正規職員を多く配置しないと利用者への対応が難しくなっている。

委員： そのあたりで人件費比率が高くなっているということか。

管理者： そのとおり。もう少し若い職員を配置すればこのように赤字ではなくなると思うが、先ほどの理由により難しい状況となっている。また、法人の大きな問題点として、チューターや指導的な立場になれる中堅職員を富士見学園に配置しているために、法人本体の方で中堅職員が不足してしまっている。これからは、富士見学園へ若い職員の配置も考えていきたいと考えている。職員に行動障害に関する研修を受けさせていますが、現場は苦勞しているので、若い職員も何名か配置して、利用者に寄り添える支援をしていきたいと考えている。

委員： 行動障害の話が出ましたので関連してお伺いする。別添資料の29ページに在園者の状況がある。問題行動のある方が多いということを押察する。重度障害者支援加算は行動障害のある方を対象として支給されるが、重度障害者支援加算の対象となっている方は何名くらいいるか。

管理者： 7人である。

委員： 加算対象に対して加算を請求できるために、研修の受講計画のある方あるいは受講済みの方を含めて何名ぐらいを予定しているか。

管理者： 昨年度の申し込みはミスで申し込めなかったが、今年度は4人の職員を受講させている。毎年、順次受講させる予定である。

委員： 受講計画が終わった段階で何人の配置を予定しているか。

管理者： その数字は確認しておくが、半数近くの職員を受講させる予定である。

委員： 加算のために研修を受けるとというのが動機かもしれないが、強度行動障害者のためにどうなんだというのが本質であるということを理解しなければならない。強度行動障害への対応は、こうした研修をうまく取り込んで支援に落とし込んで欲しいと思ったので伺った。

管理者： 県の発達障害者支援センターあいらの研修は、毎年1～2名の職員を受講させている。

◆◆評価委員会による二次評価◆◆

《サービス向上、施設の効用の最大限の発揮》

項目 2-(1)～(13)

委員： 最初に説明いただいた平成27年度の評価に対する改善の取組について、部屋の扉を引き戸から開き戸にしたということで、2年ぐらい前から同じ状況があったが今回やっと改善された。法人の方で130万円ぐらいをかけて改修したということだが、すべて改修が終わったということによろしいか。

管理者： 重度棟の居室の引き戸が壊れていたのので、すべて開き戸にした。すべて改修済みということである。

委員： 7部屋を改修したということだが、他の居室はどうなっているか。

管理者： 引き戸が壊れていた7部屋は改修済みということで、引き戸のままの居室もある。

委員： それはそれで機能的には維持されているということですね。全部の居室を開き戸に改修したというわけではないのですね。

傾聴ボランティアの活動について、12月で中止になったとあるが、その後、再開したのか。

管理者： 傾聴ボランティアの方の事情で中断していたが、今年度、再開させていただき、貴重な意見をいただいている。1年ほどの期間が開いてしまったが、感想として前よりも雰囲気が良くなったとか、前よりも利用者の笑顔で食事をするようになったという意見をいただいている。

委員： 同じ方にやっていただいているということか。

委員： 傾聴ボランティアについて、これまでに何度か説明を受けたが、グループというイメージで、1人の方がずっとやっているというイメージではなかった。1人の方が継続して傾聴ボランティアをやるメリットとデメリットを、どのように考えるか。

管理者： メリットは、1人の方に継続的に見ていただくことで、前の状況と比較できるということである。デメリットは、その方が来られなくなると中断してしまうということなので、複数名の方をお願いしたいと考えている。

委員： 施設を見て本当に老朽化が進んでいるなど感じたが、別添資料の50ページあたりから、劣化診断という項目や写真が掲載されている。基本的には生活している人がいる以上、途切れさせてはいけないものがあると思う。そうすると優先順位をつけないといけないと思う。壊れてからやるのでは途切れて困ってしまうので、精査して計画的に修繕していかなければならないと思うが、修繕計画というようなものはできているか。

管理者： 修繕については劣化診断を踏まえ、利用者が生活している空間を優先的に県と調整して対応している。壊れたりして早急に直さなければならない部分は、利用者の居住空間を優先して、職員が使用する部分はその後でと考えている。

委員： 修理した県有財産という資料があり、いろいろ実施していると感じる。30万円未満は指定管理者が実施するということだが、これだけの数が集まっている

とかなりの負担になると思うが、そのあたりの手当てについてはどうなっているのか。施設を運営する立場からすると厳しいのではないかと思う。

管理者： 契約で分担を決めているということではあるが、できるだけ工夫して、例えば使えるものは使うとか、他の所から持ってくるなどして職員に工夫をしてもらっている。ただ強化ガラスなどが壊された場合は、利用者の居住空間なので最優先で対応する必要があるため法人で対応しているが、経営面からするとなかなか厳しい。利用者が減ったりして今年度は結構厳しい。そうはいつてもやらないわけにはいかないの、そちらについては優先的に行うようにしている。

事務局： 老朽化で補修が増えていたので、平成27年に指定管理料の見直しをして増額したが、それでも決算状況を見ると足りていないという状況がある。指定管理期限の終了後の更新の検討があるが、そういった中で法人に配慮していかなければならないと思う。実際に法人の負担が想定以上になっていると思う。

委員： 結局、施設単独では赤字である。法人としては健全だが、施設単独として赤字である。

管理者： そのとおりである。ただ、平成27年度は指定管理料の増額があり、富士見学園は700万円くらいの赤字だった。指定管理を受けて8年目だが、7年間一度も黒字になったことはない。ただ、指定管理料の増額のおかげで、今年度も昨年度と同様という見通しを持っている。やはり、利益を生むまでには至っておらず、人件費が高いので若手を配置して改善を図っていきたいと考えているが、利用者に行動障害の方がいるので経験が豊富な職員を配置しなければならないと考えている。

委員： 利用者の障害支援区分はどの程度か。事業報告書の26ページを見ると、区分なしとあるが、非該当ということか。

管理者： 区分なしは自立訓練を利用している方である。支援区分については、実際より低く認定されているように感じている。というのは、特別支援学校の卒業生は、どうしても支援区分が低くついているようで、実際に支援すると区分が違うなどと思う方もいる。

委員： 利用者の様子から、もう少し区分6の人が多様な気がするが。

管理者： 支援してみると5か6ではないかという方は多い。入所施設に入るということで4が多いのだと思う。見直しをして5や6に上がる方もいる。

委員： 変更申請はしないのか。3年の期間を待ってからということか。

管理者： 待ってからである。次の行き先に関連して区分の見直しをお願いすることはあるが、富士見学園の利用中に変更するというわけではない。

委員： 利用が3年から5年ということは、見直しが1回あるかどうかくらいということか。

管理者： そのとおりである。よほどのことがない限り見直しはない。

委員： 細かいことを言うと、区分の見直しがあるかないかで収入が違ってくる。本来は重いのに軽く判定されてしまうと、報酬が低くなるということになってしまう。実際の支援と合った給付費が本当に手当てされているのかということになる。

委員： 先ほど委員から、行動障害に関する職員の加配について質問があったが、(1) 人員配置と支援体制について伺う。先ほど、利用者の方の様子を見せていただいた。利用者2人に対して職員を1人配置する体制ということだが、実際には夜勤や休日があつたりして、実質的には2：1よりも少ない配置になる。職員が計画的に研修に参加して、加配の職員を今年度から来年度以降にかけて増やしたりするのか。

管理者： 現状では、来年度も現状の職員体制を考えている。夜勤については、定員40人なので本来の配置基準は1名だが、夜勤を2名置いており、それ以外に夜勤専従職員を1名置いている。ただ、夜勤専従職員の方の健康面が心配だったので、今年度、今月から夜勤専従職員を5名に増やす。当初は3人で3日に1回夜勤をしていたが、5名に増員させてもらった。概ね5日に1回、夜9時から翌日8時30分までの勤務の職員が5名である。

日中に関しては、夜勤や土日もあり、日中の職員配置は少なくなる。日中活動において、3つの班があり、それぞれに職員を配置しているが、勤務に合わせて職員を他の班から別の班に移動させて対応している。職員も、自分の担当する班だけではなく全体が見えるように研修等を実施している。

委員： 40名の利用者に対して夜勤3名というのは、かなり手厚い。

管理者： 夜勤専従の方には、夜間にトイレや廊下の清掃と消毒をお願いしている。また、夜間にトイレに行く利用者の介助も併せてお願いするという形で、3名体制をとっている。

委員： (3)従業者の確保計画について。先ほど、法人全体で10名程度の採用を確保できているという説明だったが、欠員補充を基本に採用計画を立てている中で、計画どおりに10名採用できたということによろしいか。計画との乖離はなかったということか。

管理者： 毎年計画を立てている。定年や退職について早めに把握し、その中で採用計画を立てているが、どうしても年度末に退職する方がいるので、計画どおりにいかないというのが現実である。

委員： そうすると、採用予定をしていた人数はきちんと確保できたということによろしいか。介護職不足と言われている中で、どの程度しっかり人材の確保ができていくかどうかを確認したい。

管理者： 来年度の採用に関しては、採用予定の人数がしっかりと確保できた状況である。今、181名の職員がおり、昨年度は180名の職員であり、必要な人数は確保しているという状況である。やはり形にはまった採用だと、なかなか決まらないし、質の維持という問題もある。今年度も2か月に1回ほど、合計で7回も採用試験を行った。中には、若い方のチューターになれるような経験値を持っている方がいると思う。先ほど10名程度と言ったが、12名を確保した。新規採用が中心で、中途採用は3人である。中途採用であれば採用してすぐに働いてくれるので、早く慣れてくれる可能性があるのも枠は広げている。ただ、なかなか難しい状況である。そうはいつてもまだ来てくださる方ではないかと思う。採用面接をしてみて、どうしてもこの方は向いていないという方は落とさざる

を得ないが、昔と違った形で採用を広げている。

委員： (6)地域移行をめざす支援について、法人の自己評価が5から4に下がって、その理由が5年で地域移行できなかった方がいたということだった。今後も5年で地域移行できないような方が出てくる可能性があると思う。今は県立施設として通過型施設という前提だが、富士見学園の存在意義というものももう一度見直してもいいのではないかと思う。利用される方の中には、もうここしかないということに来ている方もいると思うので、富士見学園の利用は5年というのはなかなか難しいのではないかと思う。

委員： それに関連して、地域移行ができなかった一番大きな要因は、本人の状況ということか。

管理者： 本人の状況より、地域の資源が足りないことが要因である。この6年目になった方は、行政と連携しながらグループホームの利用を検討していたが、なかなか本人に合ったグループホームの空きがなかったため地域移行できなかったというものである。実際、富士見学園を利用されている方の中には、グループホームがあれば地域移行できる方が何人かいる。その方が、わざわざ生活介護の入所施設を利用する必要があるかということに疑問を感じる。地域の資源がもっと整備されれば、十分地域に移行できると思う。

委員： 地域移行に関しては、利用者の出身地に近い場所をまず第一に考えているのか。

管理者： 地元に戻ることを考えている。

委員： 障害支援区分5から6の方は、障害のタイプにもよるので区分だけでは決められないが、今の制度のグループホームに移行するのは困難な方が多いのではないかと思う。そうすると後は、自宅に戻ってがんばるか、他の入所施設に移行するしかないと思う。

委員： 利用者の平均年齢が22.55歳ということで若いので、親がまだ現役という方が多いと思う。年末年始の帰省も企画していると思うが、帰ることができなかった方はいるか。

管理者： 40名のうち15～16名は帰省できなかった。

委員： そうなると、家庭に戻るのが不可能な方もかなりいるということか。

管理者： 帰省できた方でも一泊という方もかなりの数いる。年末年始から時期を少しずらして帰るという方もいる。

委員： 長期的に家庭で支援しながら地域に定着するのはかなり難しい方が多いという理解でよいか。

管理者： 家庭でというのは難しい方が多いと思う。

委員： そうなると何らかの居住系サービスを考えなければならないということだ。

委員： 高等部を卒業して富士見学園への入所を希望する方の、ここ数年の本人の傾向と、家庭環境の傾向というのは、端的に言うとどういうことか。

管理者： 以前は、福祉的就労や一般就労を目指す方が多かったが、特別支援学校高等部が充実してきて、障害の重い方、家庭の支援力が弱い方、本人の障害特性から家庭で見ることができない方が増えてきているのが現実である。

委員： 利用者の出身地を見ると幅広いことが分かる。項目 2 (12) 県立施設としての平等利用に関して、非常に良いと思う。問題は、利用者の援護の主体は市町なので、市町がどれだけ入所時に関与して、3年後は責任を持って地域に受け入れるといったような、合意や連携についてはどのようなようになっているのか。

管理者： まず施設利用の面接についてだが、行政の方にも出席してもらおう。また、年に2回、行政、本人、家族と、今年度から相談支援事業所も交えて相談会を実施して、本人の進路についての調整をしている。こうした中で、全く行政の関わりがないということはないので、行政の協力も得ながら進路を決めていくこととしている。

委員： 利用開始の段階で、通過型施設と理解した状況で市町が支援するというのか。その段階で3年先、5年先のビジョンについて、個々に相談支援事業所なり市町が理解して入所を支援しているのかは、難しいところである。

管理者： 3年後は地域に戻るという前提で利用者を募集するが、実際問題として、行く場所のない方の利用先になっているというのが現実である。期間が来たら次の利用先が必要になるので御協力をお願いするということでお話をしている。実際には、富士見学園を利用している方の何人かは次の入所施設の申込みをして空きが出るまで待つということが現実としてある。そのような方が増えている。

《安全・安心な処遇の確保》

項目 3-(1)～(7)

委員： 先ほど施設を見学している時に赤外線センサーの話があったが、もう一度説明をお願いしたい。

管理者： 建物の外周や、利用者の居住棟の周りなどに赤外線センサーがあるが、これは指定管理を受ける前から、利用者が出てしまった場合に職員が気付けるよう安全確保のために設置してある。それ以外に、棟と棟の間にフェンスを設置してある。今年度、女性の居住棟の所にフェンスを設置していただいた。外部からの侵入防止という面と、女性利用者の重度化が進んで職員が気付かずに外に出てしまうことが出てきたため、設置した。外出してしまった場合、敷地の上の山の方に行ってしまうとどこに行ってしまうか分からなくなってしまうおそれがある。一昨年、重度の方が職員が気付かないうちに外出してしまった例があり、幸い、坂を下った先のコンビニでお菓子を食べているところを発見された。

委員： その際にセンサーは反応しなかったのか。

管理者： ちょうど工事の業者の方が入っており、センサーを一旦切った時だった。管理面では少し弱い部分がある。

委員： センサーというのはどういう仕組みか。

管理者： センサーのポールの間を通過すると、支援員室と事務室で音が鳴る。どこのセンサーを通過したのかが機械に表示されるので、すぐに支援員が館内放送し、支援員がかけつけるという仕組みである。

委員： 誰も気付かずにただ鳴っていたということはないということか。必ず誰かがかけつけるということか。

管理者： はい。食堂でも音が鳴るようになっているので、職員が必ず気付けるようになっている。

委員： 防犯対策としても、侵入があればセンサーが反応するということ。7月の神奈川県での事件以降、対策を見直したところはあるか。

管理者： 県の予算で、今年度、防犯カメラの設置を予定している。外部からの侵入者に対して抑止という意味合いが含まれている。

事務局： 公立施設で国の補助金は受けられないため、県の一般財源を使う。現在、発注のための準備をしているところである。

委員： 敷地が広いが、防犯カメラを何台設置する予定か。

事務局： 4台である。

委員： 自分の施設でも設置したが、抑止効果があることと、近くで不審者情報があった時に画像が残っていて確認できるので必要だと思う。今のところ防犯対策は防犯カメラだけか。

管理者： そのとおり。

委員： 何か購入はしたか。

管理者： さすまたを購入した。

委員： さすまたは重くて女性が使えないので、スプレーが一番効果的だという話があった。犯人逮捕が目的ではなくて、逃げるための道具であるので。さすまたは逆に不審者に取り上げられたりしたら危ない。女性が扱えるものということではスプレーがいいと思う。2～3千円くらいで購入できるが、有効期限がある。

委員： 利用者の安心・安全ということで、自傷・他害行為の問題はあるか。

管理者： 自傷・他害の問題はある。自傷行為のある方もいるし、物損もある。強化ガラスを破損する方もいてかなりガラスを入れ替えた。

委員： 利用者同士で傷つけてしまうということはあるか。

管理者： 他の利用者にかみ付いてしまう方もいる。毎日ではないが。利用者同士の相性などがあることは職員も理解している。4月当初は新しい利用者が入ってくるので特に多い。しばらくすると、この方とあの方は相性がよくないというのがわかってくるので、その都度居室を変えたり、活動場所を変えたりして配慮している。

委員： (4)人権擁護について、別添資料の42ページに所内研修一覧がある。富士見学園が誇りを持って働きやすい施設になるためにという研修が2つあるが、これはどのようなことをしたのか。

管理者： 園長の方針で、職員がきちんと利用者と向き合うためには、職員自身が楽しく活力をもって働けるようにしなければならないと考えて、職員同士の声かけを、例えば職員同士で「だめだよ」と大声で注意すると、利用者はそれに反応するし、ほかの職員も嫌になるので、そういうことはせずにお互いにやさしい声かけをしよう、具体的にそうした事例を出して、お互いにこうしていこうと

いう研修をした。

《管理を安定して行う能力》

項目 1-(1)～(8)

委員： (4)就労支援の取組実績についてだが、この項目は不要だと思う。現在、就労移行支援を実施していないし、これからも再開することはなさそうであるので。

委員： それについては事務局で検討いただきたい。

委員： 法人全体に対する評価ということだが、富士見学園に絞って言えば、簡単に言うと通過型施設というよりは普通の障害者施設で利用者が若い方ばかりというようになっていると思う。スタンスとしては富士見学園を通過型施設として考えているので、どうもそぐわない状況になっているのではないかということを感じます。その辺をもう少し、どうしていったらよいかという検討が必要なのではないかと思う。利用者が減少しているというのは、有期限であるにもかかわらず利用者の重度化が非常に顕著であるという現状では当然の現象であろうと思うし、地域移行に大変苦勞しているということも理解できる。有期限で地域移行しなければならぬにもかかわらず私が評価したいのは、退所した方をほとんど地元に戻してくださっているということである。これは評価できることだと思う。地元に戻って生まれた所で生活してもらいたいという使命、理念で取り組んでいるのだと思うが、ただそれが難しい方たち、つまり入所施設から出るのが難しい方もいる現実を見て、もう少し長期的なビジョンで考えていく必要があるのではないかと思う。

あわせて、もう指定管理の8年目でずっと赤字だが、これから2年先に本当にどうなるのかを含めたビジョン、施設の形態や運営する主体の状況、建物の老朽化も含めて、もう少しトータルでビジョンをしっかりとすべきだと思う。今日拝見した限りでは、この先の姿が見えないと思う。

《経費の縮減、施設の維持管理》

項目 4-(1)～(5)

委員： 毎回言っていることだが建物・設備についてである。居住環境も含めて、毎年少しずつ良くなっていただき、畳の部屋もだいぶ無くなり、先ほど見せていただいたとおりの扉もできた。積極的にできる範囲で対応していただいている。利用者本人がどこまで感じているかは難しいが、保護者の立場から言うと、少しずつ良くなっていることは分かっているが、ここに出ているようにお金をいくらつぎ込んでも古い建物はどうにもならないと思う。とりあえずこの建物はどうするのか。将来的に富士見学園はどうなるのか。私からは保護者の方に利用を勧められない状態だが、建物の老朽化も含めて見直しをしていただいた方がいいと思う。毎回言っているが、続けて言うておかなければと思って申し上げた。

事務局： 御指摘いただいたとおり、建物の老朽化は進んでいる。建築年数的にはまだそういう段階ではないと思うが、実際に老朽化は進んでいる。また、先ほど視

察していただいたとおり、居室については現状に全く合っていないのは明らかであり、我々も指定管理を導入してからこれまで少し手をつけてこなかった感がある。今年度に入り、理事長にいろいろ検討をお願いしており、これからは県も一緒になって、指定管理者の意見を伺いながら富士見学園のあり方を早急に検討を始める必要があると考えている。やはり、21年度に指定管理者制度を導入した時の理念が現実合っていないという思いがあるので、指定管理にして良かった、あるいは時代の変化についていけるものにしていく必要があると思う。老朽化も含めてどうしていくかということをしっかり検討していきたいと思う。そのような御指摘をいただいたと受け止めている。

委員： 施設の維持補修の関係で、役割分担は30万円だと決めているようだが、悩ましい部分もあると思う。というのも、先ほど説明にもあったが、どうしても行政の方が柔軟に対応できないので、指定管理者の方で今回はここまでやってほしいというようなこともあるかと思うが、そのあたりの状況はいかがか。

管理者： 金額で役割分担の取決めはあるが、利用者支援に関わる部分については、例えば居室の扉については40数万円かかっているが、扉がないというのは利用者にとって問題だと思うので法人の方で直した。金額で決めていても、県は予算をとるのに時間がかかってしまうので、直接利用者に関わるものはどうしても法人で負担しなければならないのが現状である。

《その他》

委員： ちょうど指定管理者制度を導入された前後から、時代が大きく変わったということがある。それから児童期の障害のある子供たちの状況も、ここ15年くらいで特別支援学校高等部の充実が進んできたおかげで、施設の役割が大きく転換してきたと思う。委員委員からもあったが、通過型という建前でありながら実際の利用者を見ると、入所型の施設で長期的に対応した方がいいような人が増えてきたように思う。

県の役割としてどういうビジョンをつくっていかなければならないのか、特に強度行動障害については、研修等が国でも県でも始まり、まだまだ実践的にはこれからの課題なのではないかと思うし、富士見学園という1施設としての課題でもあるが、また県として、強度行動障害を抱えた子供たちを児童期にどう支援し、育てていくのかを含めて考える必要があると感じた。

それから建物について、利用者の方たちにふさわしい建物かというところかなりかけ離れているような印象を受けた。建物のことも、利用者のことも、長い目でのビジョンを検討する必要があると感じた。